

# 大工さん育成ガイドブック

## （新人大工編）



一般社団法人 北海道ビルダーズ協会

## 目 次

### IV 新人大工に必要な準備と心構え

#### はじめに

##### 1. 大工さんとして働くということ

- (1) 工務店に就職した時
- (2) 社会人としての自覚
- (3) 大工さんとしてのやりがい
- (4) 作ることの喜びを分かち合う仲間たち
- (5) 大工職人となるまでの道のり

##### 2. 新人大工としての心構え

- (1) 建築現場にかかわる様々な職種と活動
- (2) チームワークの大切さ
- (3) 作業にふさわしい服装
- (4) 現場通勤に必要な車両等
- (5) 大工道具の種類と必要な時期・費用

##### 3. 木造建築にかかわる基礎知識

- (1) 木造建築の基礎知識
- (2) 材料・施工・構造
- (3) 道具の手入れと使い方
- (4) 木材の墨付け・加工

##### 4. 現場での作業

- (1) 1年目で必要な技能
- (2) 2年目で必要な技能
- (3) 3年目で必要な技能
- (4) 4年目以降で身に付ける技能

##### 5. 新人大工として目指す資格

- (1) 1年目で取っておくべき資格等
- (2) 1～3年目・改修現場に入る場合にとっておくべき資格等
- (3) 3年目以降で取っておくべき資格等

##### 6. 新人大工から棟梁・職長・管理者へのステップアップ

#### あとがき

#### 付 録

##### ■ 就職を考える時の話

- (1) 求人票の見方
- (2) 工務店を選択する
- (3) 雇用契約内容の確認

## IV 新人大工に必要な準備と心構え

### はじめに

大工さんは家づくり・ものづくりに活躍し、社会や地域の方々にとって身近な存在です。

大工さんとして働くことは家やものを作る楽しさや、完成時の達成感、自分で作った家に住んでもらったり、ものを使ってもらふことのうれしさなどを感じることができる職業です。

そして、工務店にとって最も大切なパートナーは大工さんです。

多くの工務店が、建設業界は3K（きつい、汚い、危険）のイメージを払拭していくことに意欲的に取り組み、意欲ある若者にとって工務店が魅力ある職場であり、かつ大工さんが将来に渡って希望を持つことができる職業であるための取り組みを行っていますので、安心して働いてもらいたいと思います。

大工さんは、木造住宅がメインである日本の住文化の担い手として極めて大事な職業であり、人材です。日本社会において大工の技能はほかの職種・商業に置き換えることができない社会資産と言えます。

これから社会に出るみなさんは、将来への希望と期待とともに、大工さんとして「働くこと」に対して不安をお持ちかもしれません。

このガイドブックは、大工さんを目指す若い方々に手を取っていただき、今後、就職して社会人として活躍されるみなさんに、大工及び社会の一員としてぜひ知っておいてほしい心構えや基本的なことをまとめています。

そして、若くて将来の可能性が開かれているみなさんが、大工さんとして、大いにご活躍されることを願っています。

## 1. 大工さんとして働くということ

### (1) 工務店に就職した時

工務店に就職した時、社会人としてのマナー及び大工職としてのマナーをきちんと身に付けましょう。

以下に、身に付けるべき主なマナーを整理します。

- ・挨拶・礼儀など、現場などでのマナーの習慣づけ
- ・現場などの整理・整頓・清掃の習慣づけ
- ・常に、安全行動の習慣づけ

### (2) 社会人としての自覚

会社の一員となった時、会社が支払う給料の全額をそっくりそのまま手にできるわけではありません。会社が支払う給料（支給総額）から健康保険料や税金などの控除を差し引いた額が手にできる額（手取額＝控除後の額）となります。

就職して会社から給与が支払われるようになった時には社会人として健康保険料と税金を支払う義務があります。

以下に、給料（支給総額）から控除される主なものについて簡単に説明します。

### ■収入(給料)から引かれる主なもの(控除)

| ◆税金    |                                                                                                                                                                                               |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①所得税   | 個人の所得に対して課される国税で、給与所得者（労働者）は、毎月の給料から「源泉徴収」される。                                                                                                                                                |
| ②住民税   | 地方自治体に納める税金で、都道府県民税と市町村民税の二つがある。住民税は、前年に働いた所得に対してかかってくるため、新卒の新入社員にはかからない（入社2年目から支払う）。                                                                                                         |
| ◆社会保険料 |                                                                                                                                                                                               |
| ③健康保険料 | 医療等を受けることに係る保険料で、会社と労働者が折半して納める。医療費の本人及び扶養親族の負担が3割ですむこと以外にも、多くのメリットがある。<br>従業員個人が負担する額と同額を会社も負担している（保険料の労使折半）。                                                                                |
| ④厚生年金  | 老後（65歳以上）の年金の原資となる。<br>従業員個人が負担する額と同額を会社も負担している（保険料の労使折半）。                                                                                                                                    |
| ⑤雇用保険料 | 労働者が失業した場合や労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活や雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付、会社に勤めている時に受けられる育児休業給付等が受給できる。失業手当等を受給する際は、ハローワークでの手続きが必要。賃金の総額に被保険者負担率を乗じた額を納める。雇用保険料については従業員負担に比べて、会社がより多く負担している。 |
| ⑥介護保険料 | 家族の負担を軽減し、介護を社会全体で支えることを目的に、2000年に創設された介護保険制度。40歳になった月から負担することとなる（保険料は労使折半）。                                                                                                                  |

※従業員個人の収入（給料）から引かれませんが会社が全額負担している保険料

- ・「労災保険料」については会社が全額を負担している。労災保険は、仕事や通勤途中の事故でケガをしたり、業務が原因で病気になった場合に労働者や遺族に補償を行う制度。

### (3) 大工さんとしてのやりがい

毎年、民間企業が行っている「小学生の将来になりたい職業・夢」において、大工は小学生男子のTOP10の常連の職業です。

実際に働いている大工さんに、大工になったきっかけを聞くと、「子どもの頃、家の現場で働く姿がカッコいいと思ったから」、「自分で手を動かしたものづくりが好きだから」、「職人としての腕があれば稼げて定年退職もないから」など、様々な動機があります。

あなたが大工という職業を選んだ時は、大工さんとしてこれから働いていくことに希望と期待を持っていたはずです。

大工さんという仕事は、家を建てる方の財産、命、暮らしを守っていく、なくてはならない大切な仕事です。

そして、自らで考えながら手を動かして家やものを作っていく楽しさ、作り上げた時の達成感、自分で作った家に住んでもらい、お客様が喜び、感謝された時の満足感など、他の職業では感じられないやりがいを持つことができる職業です。

また、日本の木造住宅はその多くが在来軸組工法で建てられています。在来軸組工法の基本を習得した大工は、新築のみならず増改築、耐震・省エネ改修などにも対応できるため、多くの現場で活躍することができます。日本の住文化を担う木造建築の基幹技能者は、昔も今もこれからも「大工」です。

大工さんという仕事は社会資産として、これからの時代にもなくなる職業と言えます。

### (4) 作ることの喜びを分かち合う仲間たち

入職して新人大工・見習大工としてスタートを切ると、学ぶこと、覚えること、身につけることがたくさんあり、大工の仕事のおもしろさが分かってくるには多少の時間がかかります。大工としての仕事が一通りできるようになるには3年程度かかるでしょう。

しかし、大変だったり、思うようにいかないことだけではありません。自らの手を動かして家やものを作り、実際に出来て、お客様に喜んでもらい、感謝された時の気持ちは他には代えられない達成感や満足感があります。

その気持ちを、一緒に家づくりを行う会社のチーム全員で共有することで、大工の仕事のおもしろさをより実感することができるようになります。楽しく仕事をしていくためにも、親方、兄弟子、同期など仕事を一緒にやっていくチームに溶け込んでいくことが大切です。

また、自社だけでなく他企業の同年代の仲間、経験年数・技能レベルの近い仲間と、仕事の心構えや技術等のコツなどを心置きなく話し合えることは、自分のスキルアップにもつながるとともに、離職率が低くなることにもつながります。

当協会（一般社団法人北海道ビルダーズ協会）会員企業の新人大工1年目から3年目までが受講できるポリテクセンター北海道が実施している実技研修（P.25 参照）に参加することは、他企業の同年代の仲間、経験年数・技能レベルの近い仲間と出会えるよい機会となりますので、是非、積極的な活用をお願いします。

## (5) 大工職人となるまでの道のり

入職してから 20 代半ばくらいまでは主に住宅の工事現場で大工として働く分の給与（ここでは技能給）を受け取ります。

その後、大工としての技能修練や各種資格を取得し、現場の段取り・調整役や現場管理、さらに新人大工・後輩大工へのアドバイス・指導を担うようになった際には「資格・管理指導手当など」が上乘せられて、大工さんとして生涯に渡り給与を受け取っているケースも比較的多いようです。

仕事内容や各種取得資格、職場・現場における信頼度などに即した額が、給与体系、日給・月給などの支払方法で支払われています。

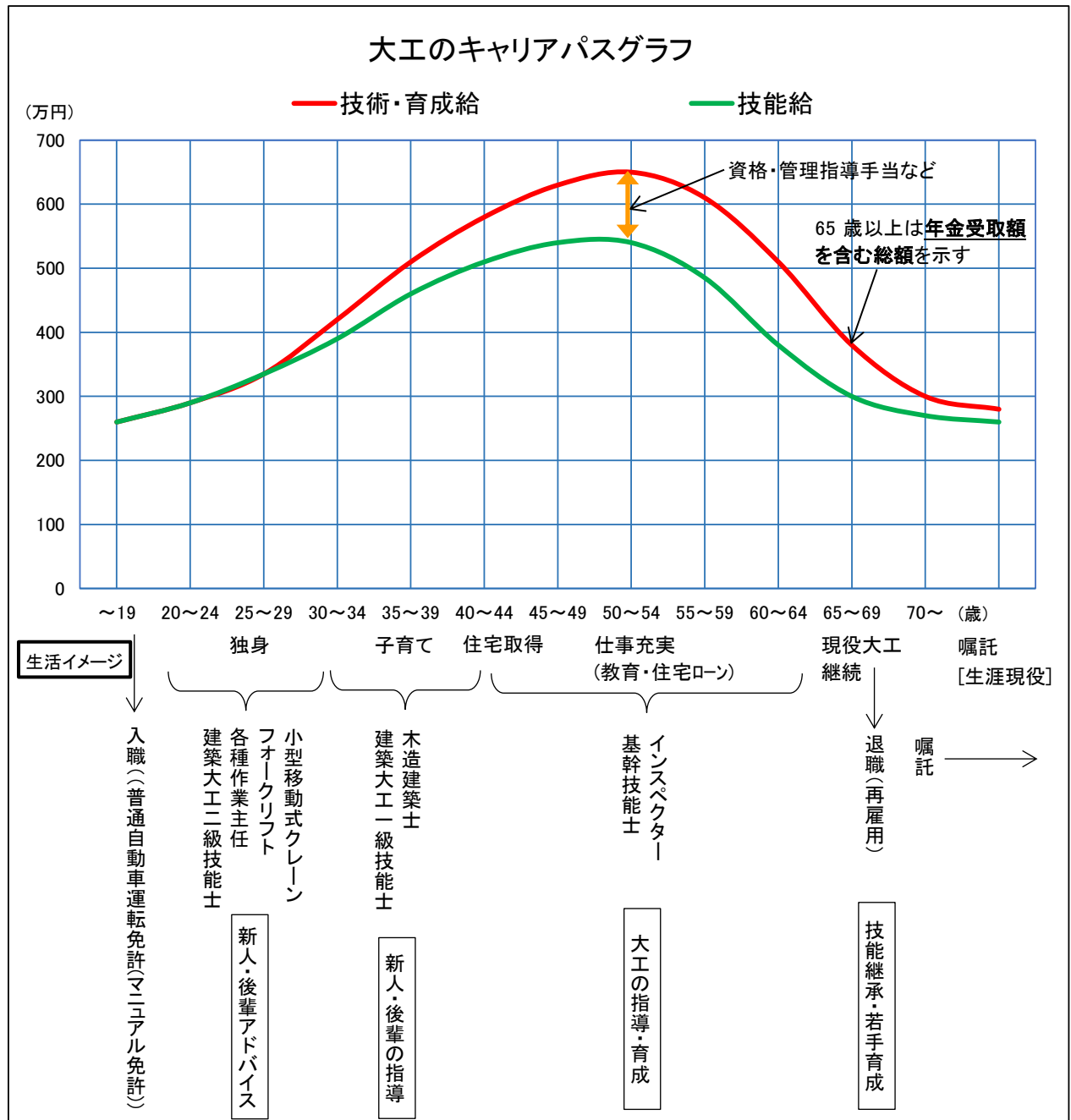
以下に、大工職人のキャリアパス（道のり）の概要を示します。

### ■大工職人のキャリアパス(道のり)

| キャリアパス概要                                                | 年収イメージ            | 生活イメージ                                     |
|---------------------------------------------------------|-------------------|--------------------------------------------|
| ①入職                                                     | 約 250 万円          | ・ 18～21 歳                                  |
| ②見習大工                                                   | 260～280 万円        |                                            |
| ③一般大工<br>→技能修練、各種資格取得<br>→現場の段取り、調整役<br>→新人・後輩大工へのアドバイス | 280～450 万円        | ・ 22～30 歳                                  |
| ④現場棟梁<br>→キャリア蓄積<br>→現場責任者、現場管理<br>→新人・後輩大工の指導          | 450～680 万円        | ・ 31～40 歳：子育て、住宅取得<br>・ 41～64 歳：教育・住宅ローン返済 |
| ⑤熟練大工<br>→技能熟練<br>→現場責任者、現場管理<br>→大工全員の指導・育成            |                   |                                            |
| ⑥年金受給（65 歳）～意向確認の上、再雇用<br>→現役大工の継続<br>→技能継承、若手育成        | 年金＋<br>200～300 万円 | ・ 64～70 歳：現役大工の継続、年金受給<br>子育て終了            |
| ⑦70 歳から嘱託勤務<br>→現役大工の継続<br>→技能継承、若手育成                   | 年金＋<br>150～250 万円 | ・ 71 歳～：生涯現役                               |
| ⑧生涯現役                                                   |                   |                                            |

次ページに上記キャリアパスを図（グラフ）として示します。

■大工職人のキャリアパス(道のり)



## 2. 新人大工としての心構え

### (1) 建築現場に関わる様々な職種と活動

大工さんの仕事のほとんどは建築現場での作業です。

大工さんが働くことができる現場を途切れなく確保すること、住宅等をお客様の依頼・希望に沿って設計し、現場として法規制に従ったものになるように各種申請手続きを行うこと、安全・衛生を確保しながら現場を運営・維持し、現場および会社で働く人達が安全・安心して仕事ができる環境を維持していくことなど、様々な人達が関わり、企業としての活動が行われています。

直接は建築現場に來ない職種の人達もいて、普段、会って話をする事があまりないかもしれませんが、大工さんが働く現場は多くの人達に支えられていることを忘れてはいけません。

建築現場を支えている主な職種と活動を、以下に示します。

#### ○現業

- ・杭工事、土工、鉄筋工、オペレーター、衛生設備工、空調設備工、電工、ほか専門職

#### ○営業

- ・工期調整、受注金額調整、契約手続き調整
- ・施主要望調整、クレーム対応

#### ○設計・各種申請等

- ・意匠・構造・設備・外構等の設計、省エネ計算、積算
- ・プレカット
- ・工事・建築に必要な官公庁等申請書類の作成・提出

#### ○施工管理

- ・工程管理、資材発注、下請け調整
- ・現場の運営・維持に係る官公庁申請・届出の作成・検査
- ・定期点検、メンテナンス

#### ○労務管理（総務）

- ・契約事務
- ・勤怠管理、人事・給料管理
- ・備品・機材管理、支払い・請求事務、出納管理

#### ○経営管理（会社役員）

- ・企業理念、活動方針、中長期計画、資金調達
- ・執行責任

## (2) チームワークの大切さ

大工の仕事において「チームワーク」はとても大切です。

家を建てることは一人ではできません。必ず何人かのチームで作り上げていきます。

土台を曳く、柱を立てる、梁を上げる、そして木組みで構造を作るのが大工の基本の仕事です。

その時には木工事全体を取り仕切り、段取りをする親方（棟梁）の指示に従って作業を進める必要があります。

なぜなら積み上げられた経験によって仕事の流れが分かっていることでまず安全が確保され、仕事はスムーズに効率よく進めることができます。そのことによって結果的に良い仕事ができることになります。

良い仕事がお客様に喜ばれ、また大工のやりがいにもなるのです。

親方、兄弟子、見習大工というチームの構成によって技術が伝わりチームの中での自分の役割も理解できます。

大工のチームは団体スポーツに似ています。

楽しく仕事をするためにも積極的にチームに溶け込んでいくことが大切です。

また「チーム」というのは建築現場だけではなくありません。

若手大工や見習大工の仲間もチームの一員です。

技能の習得で競争し、また困った時の相談相手であり助け合う仲間です。

### (3) 作業にふさわしい服装

建築現場での大工さんは、高い所に上ったり、屈んだり、狭いところをくぐったり、のこ・  
玄能・電動工具等を扱うなど様々な動作・作業を行います。

作業をスムーズに進めるためには動きやすい服装であることが必要ですが、大工さんの作  
業はケガをするリスクも非常に高いため、ケガから身を守ることができるように安全性に配  
慮した服装とすることが大事です。

安全のために身につけるものとして、以下のものがあります。

- ・ヘルメット
- ・フルハーネス型安全帯
- ・作業用手袋
- ・安全靴



写真(上、2枚):ケガ等から身を守り、安全性に配慮した服装の例

#### (4) 現場通勤に必要な車両等

大工さんの仕事のほとんどは建築現場での作業です。

入職して間もない時期から建築現場での作業がスタートします。

会社（事務所）から建築現場が近いことは少なく、大工作業に必要な様々道具も常に持って行く必要があります。

朝の出勤として、会社（事務所）に一度集合して、会社による送迎で現場に向かうような対応はまれで、新人であっても自宅から現場に直行することがほとんどです。そのためには、入職時に最低限、普通自動車運転免許を取得しておくことが必要でしょう（トラックに乗ることがある場合はオートマチック限定では無く、マニュアル免許の取得が必要な場合があります）。

通勤に使う車両には様々な大工道具を積んで現場に向かいますが、道具類は整理整頓して車両に積み込みたいものです。



写真:大工道具一式が積まれた車両の様子



写真:整理整頓されて、車両に積み込まれている  
大工道具一式の様子

#### (5) 大工道具の種類と必要な時期・費用

大工の道具には古来より使われてきた「のこぎり（鋸）」・「のみ（鑿）」・「かんな（鉋）」などの手工具をはじめ、インパクトドライバーや電動工具・エアークラフトなど、それぞれの仕様や施工方法に合わせた数多くの道具が必要となります。

大工さんはそういった道具のほとんどを自己所有物として個人で所有・管理をしていることが多いです。

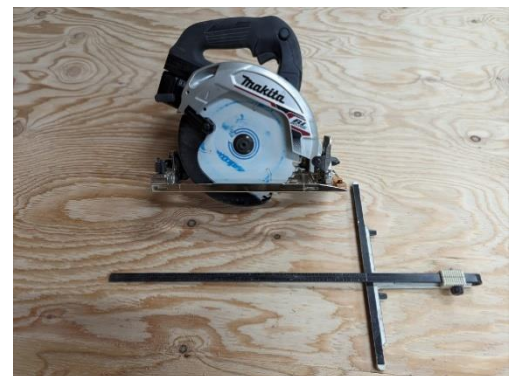
ただし、入職時や新人大工の期間は、高価な道具は先輩大工さんが貸してくれたり、古い道具を譲り受けたりして使うことも多くあるようです。

#### 【1年目に揃えるべき道具】

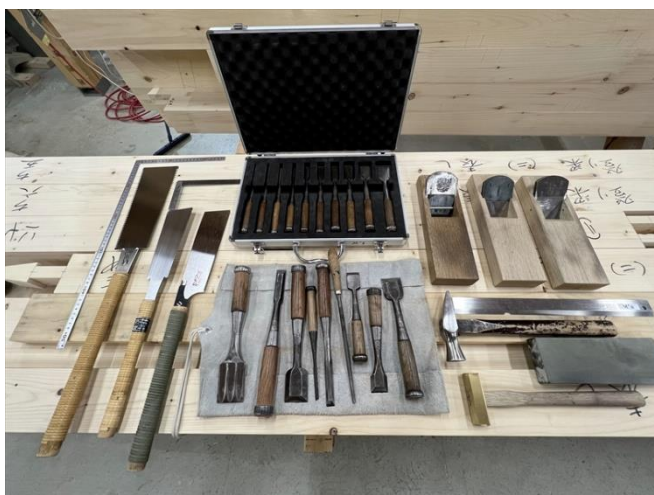
- ・腰道具一式
- ・鋸（のこぎり）
- ・鑿（のみ）
- ・鉋（かんな）
- ・砥石等
- ・電動工具（丸のこ 165mm、充電式インパクトドライバー）



写真：腰道具



写真：丸のこ



写真(左から右): 鋸(のこぎり)→鑿(のみ)→鉋(かんな)、砥石等



写真：インパクトドライバー

### 【2年目に揃えるべき道具】

- ・墨付け具一式
- ・手道具の充実
- ・電動工具（電動ドリル）



写真: 卓上スライド丸のこ



写真: 電動ドリル

### 【3年目に揃えるべき道具】

- ・電動工具（エアークラフト）の充実



写真: 主なエアークラフト

- ・コンプレッサー
- ・ロール釘打機
- ・フロアタッカー
- ・フィニッシュネイラー



写真: 小穴カッター

### 3. 木造建築にかかわる基礎知識

#### (1) 木造建築の基礎知識

木造建築とは、建物の骨組みとなる柱や梁などの主要構造部に木材を使った建物のことを言います。

その木質構造にはいくつかの種類があります。代表的な構法を、次に紹介します。

##### ①在来軸組工法、伝統木構法

使用する木材の先端にホゾ・ホゾ穴と呼ばれる凹凸を作り、木材同士を組合せて建物を作る方法は、古くからの日本の建築物の構法であり、「伝統木構法」と呼ばれます。その改良工法である「在来軸組工法」は、戸建て住宅の50%に採用されています。

##### ②枠組壁建築工法（通称：ツーバイフォー（2×4）工法）

規格化された木材（ツーバイ材）に構造用合板をくぎで打ち付けて壁・床を組み立てる工法。現場でも組み立てていく工法。19世紀に北米で生まれ、1974年ころから日本でも施工されるようになりました。

##### ③プレハブ工法

木質パネル・部材など必要なもののほとんどを工場で生産・加工して、建築現場に運び、現場では組み立てるだけの工法。

##### ④丸太組工法（通称：ログハウス）

丸太を積み重ねた壁で構成される工法。

それぞれの工法には様々な特徴がありますが、どの工法も木材を加工して組み立ていく作業の大部分が「建築大工」の仕事になります。

木造の建築物を建築するうえで、その主力となる建築大工の役割は大きく、工法が違っていても木材を加工する技術・技能において、手工具や電動工具をはじめとする道具を扱うことが多く、共通する技能も多いため、建築大工は多岐に渡って活躍する場を担っていることになります。



写真：在来軸組工法

また、鉄筋とコンクリートで構成されたR C構造や鉄骨構造などの大型物件でも、各部分の下地材や内装工事などには木材を活用することが多く、ここでも大工としての役割が多く存在しています。

基礎コンクリートの施工やR C構造でも、コンクリートを打設するための型枠を施工するのは「型枠大工」で、木造建築を主体とする「建築大工」と兼務している大工も活躍しており、建築大工が「多能工」と呼ばれる所以でもあります。

このほか、社寺建築などを扱う「宮大工」、茶室などの造作を得意とする「数寄屋大工」、ビル内装や店舗・家具の取付けなども行う「内装大工」、古くは木造の船を造っていた「船大工」なども活躍していました。

このように「大工」という職種には様々な場面で活躍を期待される可能性があり、昔から「大工さん」と「さん付け」で呼ばれ、多くの人々から慕われる職業でもあります。



写真：枠組壁建築工法における根太施工の様子

## (2) 材料・施工・構造

### ① 木材について

木材は、森林から伐採された丸太を製材工場で製材し、様々な寸法の木材として木材屋さんなどを通じて私たちの現場へと供給されています。

また、森林で育ち木材として活用されている木は、人工林として植樹し管理されているものがほとんどで、北海道の木材ではトドマツなどが40～60年ほどの成長を経て伐採期を迎え、木材として活用されています。

過去には太い丸太から無垢材として大きな梁材などを製材し活用していましたが、集成材の技術が確立し、現在では構造材のほとんどが「構造用集成材」として「ラミナ」を糊で貼り合わせたものが構造材の主役となっています。

他にはホワイトウッドと呼ばれるEU国などからの輸入材や、ツーバイフォー工法で活用しているツーバイ材は北米などからの輸入材も多く、構造材・羽柄材を含めて日本の輸入材の割合は70%とも言われ、多くを輸入材に依存しているのが事実です。

※羽柄材（構造材以外の間柱・下地材等になる材料）



写真(上、2枚): 地元の森林から生産された木材を利用した家づくり(下川町の例)

## ②施工・構造について

在来軸組構法での主要構造材の加工は、「プレカット」と呼ばれる機械加工が工場内で行われることが90%を超えているとみられ、大工が手作業で構造材の加工をすることは少なくなりました。

しかし、リフォームなど古い建物を修繕するような場合、大工の技能に頼らざるを得ないことも多く、手道具などを使った大工の技能は今後も必要とされる重要なものです。

構造材がプレカット加工されたものだとしても、現場での組み立てから屋根・壁・構造部材の取り付けと気密・断熱に関する施工など、大工が担う施工の範囲はほかの職種と比べても非常に多く、一戸の現場に関わる日数も長く、木造建築の現場施工では主役となる重要な役割を担っています。

建築物は、それを活用し、住宅であればそこに住む人々を様々な災害から守る構造物として重要な役割があり、その構造物を施工する大工はそれぞれの工法の特徴を熟知し、施工を行っていく必要があります。

釘や金物などの構造にかかわる部材の施工方法や、気密・断熱などの部材の施工についても同様に、それぞれの施工方法とそれぞれの会社の仕様基準などを守り、確実に行わなければいけません。

大工さんは、お客様と施工会社とともに三位一体となって建築物を完成させるため、必要な知識と技能を習得する必要があります。



写真:リフォーム工事で活躍する大工さん



写真:透湿防水シート張りの様子

### (3) 道具の手入れと使い方

「のこぎり・のみ・かな」などの手作業で用いる刃物は、刃の部分を柄や台に仕込み、砥石で刃を研いで使います。

現在の大工作業では活用する場面が非常に少なくなっていますが、「建築大工技能士」の技能検定でも手工具を使った技能が求められているように、木を扱う建築大工にとって必要不可欠な道具といえます。

また、刃物研ぎなどは刃先の感覚を体で覚えるための重要な経験となります。手道具だけではなく、丸鋸やインパクトドライバーなどの電動工具を扱うときの手先の感覚や、体の取り回しかたを身に付けるためにも、入社して早い段階で手道具の扱いに積極的に取り組むことが重要です。



写真: かなとかな調整のための主な道具



写真: かなの刃を研いでいる様子

入社して初期段階で必要となる腰道具には、腰袋・玄能・スケール・バール・カッターなどがありますが、インパクトドライバーやエアアの釘打ち機などを扱う作業も少なくありません。

高価な道具は先輩大工さんが貸してくれたり、古い道具を譲り受けたりして使うことも多くありますが、必要な道具は会社や先輩たちと相談をし、少しずつ買いそろえていくようにしましょう。

大工の作業はケガをするリスクも非常に高いため、ひとつひとつの道具の安全な扱い方を手先に覚えさせるように、ゆっくりと何度も繰り返して行くことが重要です。

作業をする場所の整理・整頓・清掃を常に心がけ、安全な作業を第一と考えて行動しましょう。



写真:大工道具の整理整頓の様子

#### (4) 木材の墨付け・加工

構造材を手作業で墨付けをし、加工することは非常に少なくなりましたが、リフォームや小規模な工作物などではまだまだ必要な技能とされています。

「建築大工技能士」の技能検定受験のためにも基本的な墨付け・加工の技能を身に付けておきましょう。

墨つぼ・墨差し・さしがね・スコヤ・かんな・自由がね・のこ・のみなどの道具も入手し、まずは「建築大工3級技能士」の取得をひとつの目標にすると、墨付け・加工の基本的な作業が身に付きます。

経験を積み重ねて建築大工2級技能士～1級技能士へのステップアップを目標としていくことで、立体的な構造物を墨付け・加工するための知識と技能を習得することができます。

原寸図の作成による展開図の作成方法（おこし方）がわかると、回り階段や勾配屋根に取り付ける装飾物などの加工にも、実際の現場で役立つ場面がたくさん見えてきます。

進化した現代の道具やプレカット技術などの活用と合わせて、古くから伝わる規矩術（きくじゅつ）などの手法を習得することで、大工としての活躍の場が広がり、会社への貢献にもつながることとなります。



写真：建築大工技能検定試験に使用する主な道具



写真：検定試験の課題例



写真：墨付けの様子

## 4. 現場での作業

### (1) 1年目で必要な技能

- ①建築用語・材料名を覚えて、先輩大工の手伝いを率先してできる
- ②土台敷きから建方の流れを理解して建方作業（手刻み材、プレカット材）の助手ができる
- ③外壁下地、内部ボード貼り、断熱・気密工事の作業を指示されておおむねできる
- ④基本的な手道具の手入れができる
- ⑤基本的な電動工具を安全に使うことができる
- ⑥図面（在来軸組工法）がおおよそ理解できる
- ⑦構造伏図が理解できる
- ⑧建築大工3級技能士試験に合格できる

### (2) 2年目で必要な技能

- ①2年目に必要な電動工具・手道具を揃え、ほぼ使うことができ、手入れもできる
  - ②建方の流れを理解して作業（手刻み材、プレカット材）に参加できる
  - ③建方後の外装（開口部取付、屋根納め、外壁下地、仕上げ）が指示されて、おおむねできる
  - ④内部大壁下地・仕上げ、ボード貼りが指示の下でできる
  - ⑤図面を理解して、簡単な板図がほぼ書ける（木材調書作成の手伝いができる）  
\*板図：構造材の加工図のこと。手板とも言われる
  - ⑥墨付・手刻みが指導してもらいながら、おおよそできるようになる
  - ⑦木材の性質が大体わかる
  - ⑧建築大工2級技能士試験程度の実技が、時間をかければできる
- ※会社（工務店）によっては基礎・型枠工事をするので、その工事内容を理解できる

### (3) 3年目で必要な技能

- ①プレカット材の建方作業を自ら進めることができる
- ②外部造作作業が指示を受けながらできる
- ③内部大壁仕上げが自らで進めることができる
- ④在来軸組・ツーバーフォーの構造伏図を理解し、板図（手板）を指導なしで書ける
- ⑤柱・梁などの木材等の必要な本数や大きさを拾うことができる（「木拾い」、「木材調査」とも言われる）
- ⑥基本的な継手・仕口の墨付・手刻みが時をかければほぼできる
- ⑦建築大工2級技能試験に合格できる（実務経験2年以上が受験資格）

### (4) 4年目以降で身に付ける技能

- ①プレカットの在来木造住宅の現場棟梁となる（5～6年目）
- ②簡単な住宅を在来軸組の墨付・手刻みで現場棟梁ができる（7～8年目）
- ③在来軸組の注文住宅の墨付・手刻みの現場棟梁となる（8～10年目）
- ④建築大工1級技能士に合格する（実務経験7年以上、または建築大工2級技能士試験合格後2年間が受験試験）
- ⑤木造建築士に合格する
- ⑥木造住宅の耐震・省エネ改修工事ができる
- ⑦在来軸組工法を理解し、棟梁の指導の下でリフォーム工事ができる
- ⑧伝統木構法、非住宅などにも興味を持ち、対応することができる

## 5. 新人大工として目指す資格

大工になるために特別な資格は必要ありません。しかし、大工や建築の技術を持つことを客観的に証明できる各種の資格を取得することで、大工としての仕事の幅や役割が広がり、ともに、現場における信頼も高まり、大工としてのキャリアアップの証明及び昇進等に有利になっていきます。

新人大工として取得を目指すべき代表的な資格等を、次に示します。

### (1) 1年目で取っておくべき資格等

| 取得<br>目標時期 | 資格名称                       | 区 分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 講習・資格等開催団体            | 申込時期                |
|------------|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|---------------------|
| 1年目        | 建築大工<br>3級技能士              | 資格の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                       |                     |
|            |                            | 国家資格                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 北海道職業能力開発協会           | 前期:4月初旬<br>後期:10月初旬 |
|            |                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築大工技能士は木造建築の大工工事に必要な技術を証明する国家資格。</li> <li>・3級の合格者は初級技能者(新人大工)が通常有すべき技能を持つ者であると認められる。</li> <li>・3級は実務経験が6ヶ月に満たない場合でも受験可能。</li> <li>・試験は実技試験と学科試験が行われる。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                             |                       |                     |
|            | 丸のこ等取扱い<br>作業従事者教育         | 特別教育に<br>準じた教育                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所属団体又は建設業労働災害<br>防止協会 | 随時                  |
|            |                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・丸のこ等を使用する作業に従事する者に対する安全教育。</li> <li>・丸のこ等の正しい使用方法、点検・整備の必要性等の安全知識や、正しい取扱い方法の実技を取り入れたカリキュラムを実施。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                       |                     |
|            | 足場の組立て等<br>の業務に係る<br>特別教育  | 特別教育                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所属団体又は建設業労働災害<br>防止協会 | 随時                  |
|            |                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・足場の組立て、解体または変更の作業に係る業務に従事する者に対する特別教育。</li> <li>・カリキュラムは、「足場及び作業の方法に関する知識」、「工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識」、「労働災害の防止に関する知識」、「関係法令」の4科目で構成。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                       |                     |
|            | フルハーネス型<br>安全帯使用作業<br>特別教育 | 特別教育                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所属団体又は建設業労働災害<br>防止協会 | 10月初旬               |
|            |                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の高さ以上の作業において、フルハーネス型の安全帯を労働者に使用させることや、当該労働者に対して行う特別教育。</li> <li>・カリキュラムは、学科と実技で構成され、それぞれ以下の科目の教育を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◎学科 <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業に関する知識 <ul style="list-style-type: none"> <li>・墜落防止用器具(フルハーネス型に限る。以下同じ。)に関する知識</li> <li>・労働災害の防止に関する知識</li> <li>・関係法令</li> </ul> </li> <li>◎実技 <ul style="list-style-type: none"> <li>・墜落防止用器具の使用法等</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li></ul> |                       |                     |

(2) 1～3年目や改修現場に入る場合にとっておくべき資格等

| 取得<br>目標時期   | 資格名称            | 区 分                                                                                                                                               | 講習・資格等開催団体                   | 申込時期 |
|--------------|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|------|
|              |                 | 資格の概要                                                                                                                                             |                              |      |
| 1～3年目        | 玉掛け技能講習         | 技能講習                                                                                                                                              | 建設業労働災害防止協会、コマツ、コベルコ等の数機関が実施 | 随時   |
|              |                 | <p>・制限荷重 1t 以上の揚貨装置及びつり上げ荷重 1t 以上のクレーン、移動式クレーンもしくはデリックの玉掛け業務に従事する方は、労働安全衛生法に基づく技能講習を修了しなければならないことが義務づけられている。</p>                                  |                              |      |
| 改修現場に入る場合に必須 | 石綿取扱い作業<br>特別教育 | 特別教育                                                                                                                                              | 所属団体又は建設業労働災害防止協会            | 随時   |
|              |                 | <p>・石綿を含む建築物の解体・改修工事を行う作業に従事する者に対する特別教育。</p> <p>・カリキュラムは「石綿の有害性」、「石綿等の使用状況」、「石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置」、「保護具の使用状況」、「その他石綿等のばく露の防止に関し必要な事項」の4科目で構成。</p> |                              |      |

(3) 3年目以降でとっておくべき資格等

| 取得<br>目標時期 | 資格名称          | 区 分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 講習・資格等開催団体                          | 申込時期          |
|------------|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|---------------|
|            |               | 資格の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                     |               |
| 3年目以降      | 各種作業主任者       | 国家資格                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 建設業労働災害防止協会の他、作業主任者選任業務ごとに登録された教習機関 | 講習実施機関・地域で異なる |
|            |               | <p>・労働安全衛生法は労働災害防止のために管理を必要とする一定の作業について、事業者には国家資格者の選任・配置を義務づけている。作業主任者はそれに必要な国家資格。作業主任を選任すべき作業は 31 作業ある。</p> <p>・大工のキャリアを積む上で、作業主任者資格を取得することでより責任ある立場で仕事に関われるとともに、職場での信頼が高まる。</p> <p>・住宅の建築現場に関わりが強い作業主任者を、以下に示す。資格取得には指定技能講習会を修了し、修了考査に合格が必要。</p> <p>◎木造建築物の組立て等作業主任者</p> <p>軒の高さが5m以上の木造建築物を組み立てるにあたり、「木造建築物の組立て等作業主任者」の配置が必要。この作業主任者は、木造建築物の構造部材の組み立てや、これに伴う屋根の下地、外壁下地の取付け作業を行う。</p> <p>受講資格として、実務経験や高校・高等専門学校・大学で土木・建築学科に関する学科を卒業しているなどがある。</p> <p>◎足場の組み立て等作業主任者</p> <p>張り出し足場や吊り足場、高さ5m以上の足場の組み立て・解体・変更の作業は、「足場の組み立て等作業主任者」を選任し、その者の指揮で作業する必要がある。</p> <p>受講資格として、満 18 歳以上における実務経験があること。</p> |                                     |               |
|            | 建築大工<br>2級技能士 | 国家資格                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 北海道職業能力開発協会                         | 10 月初旬        |
|            |               | <p>・合格者は中級技能者が通常有すべき技能を持つ者と認められる。</p> <p>・2級の受験資格は実務経験2年以上が必要。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                     |               |

・試験は実技試験と学科試験が行われる。

## 6. 新人大工から棟梁・職長・管理者へのステップアップ

新人大工から棟梁・職長・管理者へのステップアップのビジョンを「一生勉強、生涯現役」として、大工育成の体系を示します。

キャリアパスと大工育成の体系

| 大工育成と成長のビジョン          | 一生勉強、生涯現役                                                                                                                           |                                                                                                                |                                     |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| キャリアパス<br>(大工の道標)     | <div>生涯現役</div>                                                                                                                     |                                                                                                                |                                     |
| 大工育成とキャリアのテーマ         | ○若いうちに、しっかり修行！<br>○わからないことは恥ずかしがらず質問する！                                                                                             | 経験こそが、力になる！                                                                                                    | 手の記憶を次世代に伝える                        |
| 大工育成・教育のプログラム<br>(取組) | ①OJTの実施<br>→指導大工や棟梁による日々の現場実習が基本<br>②OFF-JTの実施<br>→外部機関における月1～2回の集合研修、年1～2回の特別研修会<br>③資格取得<br>・各種技能講習修了<br>・建築大工2、3級技能士<br>・各種作業主任者 | ①現場における経験蓄積<br>→棟梁への道<br>②資格取得<br>・建築大工1、2級技能士<br>・木造・1、2級建築士<br>・1、2級建築施工管理技術者<br>・登録建築大工基幹技能者<br>・インスペクター など | ①現役大工を続けながらOJT実施をサポート<br>②次世代への技能継承 |
| 大工育成・成長の環境づくり         | ○大工の社員化<br>○大工道具の貸与                                                                                                                 | ○建設キャリアアップシステム(国土交通省)の活用                                                                                       | ○現役続行                               |

## あとがき

ここまで新人大工に必要な準備と心構えについて説明してきましたが、ここでは社外（外部）の訓練・教育機関等を活用した集合訓練などを通した大工育成（OFF-JT）について解説します。

「所属団体による新人大工育成研修」と「その他の研修」の例を示します。

### 1. 所属団体による新人大工育成研修

#### (1) 必須の研修（特別講習）

作業従事に当たり、法令・通達等により指定された作業を行う場合は、資格取得、技能講習・特別教育の受講が必要となります。

大工として従事させる場合、雇用者は最低限、次の特別教育を実施することが必要となります。

- ・丸のこ等を取り扱う作業
- ・足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務
- ・石綿含有建築物の解体等、石綿の封じ込め・囲い込み

上記に関する特別講習は所属企業において実施可能ですが、講習担当者がいない場合は、当協会（一般社団法人北海道ビルダーズ協会）において実施していますので、活用をお願いします。

#### (2) 実技研修（大工技術）

新人大工に必要とされる技術を取得する研修を行っています。

当協会会員企業の新人大工1年目から3年目までの研修カリキュラムをポリテクセンター北海道\*において受講することができます。

この研修を受講することで、技術力が高まる自信を持つことができたり、おおよそ同年代の他企業の仲間との出会い・情報交換等ができることによって、受講者の離職率が低くなる傾向が顕著にあらわれてきています。

**\*ポリテクセンター北海道:独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部  
北海道職業能力開発促進センター  
(住所:札幌市西区二十四軒4条1丁目4番1号)**

#### (3) 座学研修（大工として必要な知識）

大工が現場でやるべき仕事内容の理由（理論的裏付け）を学ぶ研修を行っています。  
実技研修履修者に対して、当協会等の技術者が講義を行っています。

## 2. その他の研修

### (1) 建築大工技能士

技能検定はレベルにより 1～3 級があります。技能検定試験は、例年、前期と後期の 2 回行われますが、大工技能士の試験は後期に実施されます。

・後期：受験申込＝10 月初旬、学科試験・実技試験＝翌年 1 月～2 月始め

技能検定に合格することで、大工技能向上に応じた資格給の指標や自己研鑽の客観的確認が可能となります。

### (2) 技能講習

指定された作業に従事する場合、登録された機関による技術講習を修了することが必要となります。

その代表的な例として、「玉掛け作業」があります。

### (3) 各種作業主任者

労働安全衛生法は労働災害防止のために管理を必要とする一定の作業について、事業者に国家資格者の選任・配置を義務づけています。作業主任者はそれに必要な国家資格です。作業主任を選任すべき作業は 31 作業あります。

作業主任者の配置が義務づけられている作業現場では、作業主任者を選任・配置し、その指示・監督のもとで現場の作業を進めます。

現場での立場（棟梁等）や担当する業務にあわせて、登録機関において、必要な作業分野の指定技能講習会を修了し、修了考査に合格して、資格を取得します。

## 付 録

### ■ 就職を考える時の話

#### (1) 求人票の見方

参考として、ハローワークの「求人申込書《高卒》」様式（4ページ構成）で、「賃金・手当」、「労働時間」、「保険・年金・定年等」の記入ページを抜粋して掲載します。

#### ハローワーク 「求人申込書 《高卒》」 (抜粋)

(1/4)

|                   |                                                                 |                                                                                                                                                                                          |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 求人<br>区分          | 事業所名:                                                           | 事業所番号:                                                                                                                                                                                   |
|                   | 北海道電子工業 株式会社                                                    | 5101-111127-0                                                                                                                                                                            |
| 求人<br>希望          | 求人の対象年度                                                         | ( 令和 6 ) 年 3 月卒業の求人                                                                                                                                                                      |
|                   | 公開希望                                                            | ① 事業所名等を含む求人情報を公開する 4. 求人情報を公開しない                                                                                                                                                        |
| 仕事<br>の内容         | 職種 (全角40文字以内)                                                   | 営業                                                                                                                                                                                       |
|                   | 仕事の内容 (全角300文字以内)                                               | 電子機器の法人向け営業(お客様への営業及び新規お客様の開拓)<br>・受注計画に基づき、顧客の新製品開発に合わせた製品の提案・見積<br>・受注から納品までのフォロー、代金回収といった一連の営業業務を担当していただきます。                                                                          |
| 就業<br>形態・雇用<br>形態 | 就 業 ① 派遣・請負ではない ② 派遣 ③ 紹介予定派遣 ④ 請負                              | 雇用形態 ① 正社員 2. 正社員以外 3. 有期雇用派遣労働者 4. 無期雇用派遣労働者                                                                                                                                            |
|                   | 就業形態 (正社員以外) を選んだ場合は、「正社員以外の名称」欄に「準社員」「契約社員」などの具体的な名称を記入してください。 | 正社員以外の名称 ( )                                                                                                                                                                             |
| 試用<br>期間          | 雇用期間                                                            | ① 定めなし 2. 定めあり(4ヶ月以上) 3. 定めあり(4ヶ月未満) 4. 日雇                                                                                                                                               |
|                   | 契約更新の可能性                                                        | 1. あり(原則更新・条件付きで更新あり) 2. なし                                                                                                                                                              |
| 就業<br>場所          | 試用期間                                                            | ① あり 2. なし                                                                                                                                                                               |
|                   | 就業場所 (所在地・名称等)                                                  | 事業所所在地に同じ <input type="checkbox"/> 在宅勤務に該当 <input type="checkbox"/> 異なる                                                                                                                  |
| マイカー<br>通勤        | 就業場所 (所在地・名称等)                                                  | 〒 〇〇〇-〇〇〇〇 札幌市〇〇区〇〇条〇丁目〇番地〇号 札幌北支店                                                                                                                                                       |
|                   | マイカー通勤                                                          | 最寄り駅 ( ) から [ 徒歩・④ ] で ( 5 ) 分                                                                                                                                                           |
| 必要な<br>知識・技能等     | 就業人数・就業場所 ( 20 ) 人 うち女性 ( 5 ) 人 うちパート ( 2 ) 人                   | ① あり(受動喫煙対策の内容: 屋内禁煙・ <u>喫煙室設置</u> ) 2. なし(喫煙可) 3. その他                                                                                                                                   |
|                   | 必要な知識・技能等 (原修科目)                                                | 受動喫煙対策 受動喫煙対策に関する特記事項: 喫煙のみを行う部屋がある                                                                                                                                                      |
| 賃金・<br>手当         | マイカー通勤                                                          | ① 可 2. 不可 転勤の可能性 ① あり 2. なし 通学 1. 可 ② 不可                                                                                                                                                 |
|                   | 既卒者・中途者の応募可否                                                    | 既卒応募: ① 可 2. 不可 卒業後経年 ( 3 ) 年以内 中途者応募: ① 可 2. 不可                                                                                                                                         |
| 賃金・<br>手当         | 必要な知識・技能等 (原修科目)                                                | ① 必須 ② あれば尚可 ③ 不問                                                                                                                                                                        |
|                   | 賃金形態等                                                           | ① 月給 2. 日給 3. 時給 4. 年俸制 5. その他                                                                                                                                                           |
| 賃金・<br>手当         | 賃金・手当                                                           | 毎月の賃金 1. 現行 ② 確定                                                                                                                                                                         |
|                   | 賃金・手当                                                           | 基本給 (a) 165,000 円 月平均労働日数 19.9 日                                                                                                                                                         |
| 賃金・<br>手当         | 賃金・手当                                                           | 定額的に支払われる手当 (b) 1. 営業 手当 30,000 円 3 手当 円                                                                                                                                                 |
|                   | 賃金・手当                                                           | 2. 手当 円 4 手当 円                                                                                                                                                                           |
| 賃金・<br>手当         | 賃金・手当                                                           | 固定残業代 (c) ① あり 25,000 円                                                                                                                                                                  |
|                   | 賃金・手当                                                           | ② なし ( 固定残業代: 固定する特記事項: 時間外労働の有無に関わらず支給する 10時間を超える時間外労働については、追加で割増賃金を支給する )                                                                                                              |
| 賃金・<br>手当         | 賃金・手当                                                           | 基本給 (a)                                                                                                                                                                                  |
|                   | 賃金・手当                                                           | 「基本給」欄には、初任給の額を記入してください (固定残業代や各種手当は含めなくてください)。月給制の場合にはその額を、月給制以外の場合には1日の所定労働時間、月平均労働日数等から算出した月額を記入してください。                                                                               |
| 賃金・<br>手当         | 賃金・手当                                                           | 定額的に支払われる手当 (b)                                                                                                                                                                          |
|                   | 賃金・手当                                                           | 「定額的に支払われる手当」とは、毎賃金支払時に全員に決まって支給される賃金をいいます。定額的に支払われる手当の他、家族手当、皆勤手当等、個人の状況・実績に応じて支払われる手当等がある場合は、3ページ目の「求人条件にかかる特記事項」にその内容を記入してください。                                                       |
| 賃金・<br>手当         | 賃金・手当                                                           | 固定残業代 (c)                                                                                                                                                                                |
|                   | 賃金・手当                                                           | 固定残業代がある場合は「あり」を選択し、その額を記入し、「固定残業代に関する特記事項」に「時間外手当は、時間外労働の有無に関わらず固定残業代として支給し、●時間を超える時間外労働は追加で支給」と記入してください。                                                                               |
| 賃金・<br>手当         | 賃金・手当                                                           | 受動喫煙対策                                                                                                                                                                                   |
|                   | 賃金・手当                                                           | ・受動喫煙対策の有無を選択してください。なお、「その他」を選択した場合は、「受動喫煙対策に関する特記事項」に詳細を記入してください。<br>・「受動喫煙対策」で「喫煙室あり」を選択した場合は、「受動喫煙対策に関する特記事項」に「喫煙のみを行う部屋がある」「喫煙できる室 (飲食サービス提供あり) がある」「加熱式たばこのみの喫煙ができる室がある」等を記入してください。 |

出典: 北海道ハローワークHP公開パンフレットから抜粋

#### 時間外労働の有無

- ・時間外労働の有無を選択してください。
- ・時間外労働を行わせる場合には、過半数労働組合等との労働基準法第36条に基づく時間外及び休日労働に関する労使協定(36協定)の締結、労働基準監督署への届出が必要です。
- ・時間外労働「あり」の場合は、月平均残業時間数を記入して下さい。
- ・事業場外労働のみなら労働時間制の場合であって、所定労働時間を超えるみなし時間を設定している場合、その時間数を記入して下さい。

#### 〔36協定における特別条項あり〕

特別条項付きの36協定を締結している場合は「あり」を選択し、「特別な事情・期間等」に特別な事情や延長時間などについて具体的に記入してください。

例:「〇〇のとき(特別な事情)は、1日〇時間まで、〇回を限度として1ヶ月〇時間まで、年に〇時間できる」

(2/4)

#### 昇給制度・賞与制度

昇給制度や賞与制度は制度の有無に加え、前年度の実績を可能な範囲で記入します。

#### 雇用期間・契約更新の可能性

「定めあり」の場合は期間を記入したうえで、契約更新の可能性「あり(原則更新・条件付きで更新あり)」「なし」を選択し、3ページ目の「補足事項」欄に更新の際の条件などを記入してください。

#### 就業場所

複数拠点の採用を一括処理する等により、求人申込時に就業場所が特定できない場合は、就業の可能性がある支店等を列記し、3ページ目の「補足事項」欄に就業場所の決定方法や決定時期を記入してください。

#### 休日等

「週休二日制」欄には、以下の区分により選択してください。

「毎週」…完全週休二日制を実施している場合

「なし」…週休二日制を実施していない場合

「その他」…それ以外の形態で週休二日制を実施している場合  
年末年始休暇や夏季休暇など特別な休暇がある場合は、「その他の記載事項」欄に記入してください。

#### 入居可能住宅

従業員のために用意している住宅が入居可能な場合には、該当する項目「単身用あり」または「世帯用あり」を、入居可能な住宅がない場合は「なし」を選択してください。なお、利用条件や宿泊費用などの詳細や、現在は利用不可能だが空きが出れば利用可能な住宅がある場合などは3ページ目の「求人条件にかかる特記事項」欄に記入してください。

#### 毎月の賃金

記入した賃金に応じて、「現行」か「確定」のいずれかを選択してください。  
「現行」:申込み時点で賃金額の確定が困難な場合、当該年の新規高等学校卒業者採用者の現行の賃金額とします。

|                                                                                      |                                   |                                  |                                          |                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------|------------------------------------------|-------------------------|
| (固定残業代がある場合はa+b+c)                                                                   |                                   | ①実費支給(上限あり) ②実費支給(上限なし) ③一定額 ④なし |                                          | (月額)・日額                 |
| a+b                                                                                  | 220,000 円                         | 通勤手当                             |                                          | 55,000 円                |
| 特別に支払われる手当                                                                           | 1 冬期防寒手当 40,000 円                 | 3 手当                             |                                          | 円                       |
| (※当名称は半角6文字以内)                                                                       | 2 手当 円                            | 4 手当                             |                                          | 円                       |
| 賃金締切日                                                                                | 1. 固定(月末以外) 毎月 日 2. 固定(月末) 3. その他 | 賃金支払日                            | 1. 固定(月末以外) 毎月・翌月 2. 固定(月末) 当月・翌月 3. その他 | 25 日                    |
| 昇給                                                                                   | ①制度あり ②制度なし ③その他                  | ※新規卒業者の前年度実績がある場合は記入             | 金額: 2,500 円                              | 又は 昇給率: %               |
| 賞与                                                                                   | ①制度あり ②制度なし ③その他                  | ※(新規卒業者の)前年度実績がある場合は記入           | 回数: 2 回 賞与月数: 2.0 ヶ月分                    | 又は 賞与額: 円 ~ 円           |
| 就業時間                                                                                 |                                   |                                  |                                          |                         |
| ※就業時間で該当する場合は選択: 1. 交替制(シフト制) 2. フレックスタイム制 3. 裁量労働制 4. 変形労働時間制(1ヶ月単位・1年単位・1週間単位非定型的) |                                   |                                  |                                          |                         |
| 就業時間                                                                                 | 1 8 時 30 分 ~ 17 時 30 分            | 就業時間                             | 2 時 分 ~ 時 分                              | 就業時間                    |
| 時間外労働                                                                                | ①あり ②なし                           | 月平均時間外労働時間:                      | 10 時間                                    | □ 36協定における特別条項あり        |
| 休憩時間                                                                                 | 60 分                              | 年間休日数                            | 126 日                                    | 年次有給休暇 入社時の年次有給休暇日数 0 日 |
| 休日等                                                                                  | 週休二日制 ①毎週 ②なし ③その他                | 6ヶ月経過後の年次有給休暇日数                  | 1 0 日                                    |                         |
| 入居可能住宅                                                                               |                                   |                                  |                                          |                         |
| ①雇用保険 ②労災保険 ③公務災害補償 ④健康保険 ⑤厚生年金 ⑥財形 ⑦その他                                             |                                   |                                  |                                          |                         |
| 企業年金 □ 厚生年金基金 □ 確定拠出年金 □ 確定給付年金                                                      |                                   |                                  |                                          |                         |
| 退職金共済 1. 加入 ②未加入                                                                     |                                   |                                  |                                          |                         |
| 退職金制度 ①あり ②なし 勤続年数 1. 不問 ②必要( 5 )年以上                                                 |                                   |                                  |                                          |                         |
| 定年制 ①あり ②なし 一律定年制 ①あり ②なし 定年年齢: 65 歳                                                 |                                   |                                  |                                          |                         |
| 再雇用制度 ①あり ②なし 上限年齢 ①あり ②なし 上限年齢: 70 歳まで                                              |                                   |                                  |                                          |                         |
| 勤務延長 1. あり ②なし 上限年齢 1. あり ②なし 上限年齢: 歳まで                                              |                                   |                                  |                                          |                         |
| 入居可能住宅 ①単身用あり ②世帯用あり ③なし                                                             |                                   |                                  |                                          |                         |

#### 就業時間

法定労働時間にご注意ください。必要に応じて就業規則や各種届出の内容を確認させていただきます場合があります。

- ・「就業時間」1には通常の就業時間帯を記入します。
- ・「就業時間」2及び3には特定の曜日の就業時間やその他の就業時間パターンを記入し、その内容を3ページ目の「補足事項」欄に記入します。

次の①~④に該当する場合は、項目を選択した上で、以下のとおり記入してください。

①「1. 交替制(シフト制)」について  
交代制により就業時間が異なる場合に選択し、「就業時間1」~「就業時間3」にそれぞれの就業時間帯を記入してください。一定期間(1週間や1ヶ月など)ごとに作成される勤務割りなどにおいて労働時間が確定されるような場合は、3ページ目の「補足事項」欄にシフト作成・変更の手続き・ルール、労働日、労働時間などの設定に関する基本的な考え方を具体的に記入してください。

②「2. フレックスタイム制」について  
「就業時間1」に標準となる一日の就業時間を記入し、3ページ目の「補足事項」

欄にフレキシブルタイム・コアタイムの就業時間帯を記入してください。

③「3. 裁量労働制」について  
3ページ目の「補足事項」欄に、「裁量労働制(〇〇業務型)」により、出退社の時刻は自由であり、〇時間勤務したものとみなす等記入してください。裁量労働制の場合は「就業時間1」に具体的な就業時間について記入する必要はありませんが、「就業時間1」に記入する場合は、実態・目安であることを3ページ目の「補足事項」欄に記入してください。

④「4. 変形労働時間制」について  
特に指定がなければ「就業時間1」に記入する必要はありませんが、3ページ目の「補足事項」欄に、(1ヶ月単位変形の場合は)「変形労働時間制により始業は●時~●時、終業は●時~●時とし、シフト制で決定する」(1年単位変形の場合は)「変形労働時間制により繁忙期(●月~●月)は土曜日隔週休み、閑散期(●月~●月)は土日祝休み、年間所定労働時間数●●●●時間」など、具体的に記入してください。

## (2) 工務店を選択する

工務店として若年の新規入職者の確保とその後の育成のために、各種資格の取得の機会や教育環境の拡充、それに伴う各種資格手当等の処遇や福利厚生の実施といった労働環境の改善・整備を進めているところが多くなってきました。

自分が希望する仕事内容に近いことができる職場であるか、自分が将来なりたい大工像に近づくための各種資格の取得機会や教育環境の拡充が図られているのかなどを知ることが大事です。

## (3) 雇用契約内容の確認

長く安心して働ける雇用・就労環境を整えている工務店であり、かつ将来に渡って希望を持てる職業として大工が続けられる環境であることを、雇用契約書を通して確認しましょう。

工務店から示された雇用契約書で、特に、以下の項目について十分に確認しましょう。

内容でわからない箇所、不安に思う点がある場合は、雇用契約書に自分の氏名をサインする前に工務店側にきちんと質問・確認することも大事です。わからないことを質問することや、確認したいことを聞くことは恥ずかしいことではありませんし、工務店側にとって迷惑ということは決してありませんので、連絡を取るようにしましょう。

### ■雇用契約書の内容でちゃんと確認すべき事項

|             |                                                                                                       |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①職種、仕事の内容   | ・大工の職種であること、自分が希望する仕事内容であることの確認                                                                       |
| ②雇用契約、契約期間  | ・正社員なのか、正社員以外の雇用形態の場合、どういった契約内容なのかの確認<br>・「雇用契約期間の定めなし」なのか、有期限契約で「雇用契約期間の定めあり」なのかの確認                  |
| ③試用期間       | ・試用期間の有無。「有り」の場合は、その期間(月数)の確認                                                                         |
| ④賃金         | ・日給・月給の区分、基本賃金額、諸手当額(その項目詳細と金額)、賃金算定締切日・支払日の確認<br>・昇給の有無、賞与の有無(年間当たりの回数、賞与月数目安)、退職手当の有無(有りの場合の条件等)の確認 |
| ⑤社会保険・雇用保険  | ・加入する社会保険の種類等の確認                                                                                      |
| ⑥福利厚生・任意保険等 | ・退職金共済制度、福利共済制度、任意傷害保険等の加入状況の確認                                                                       |
| ⑦就業時間       | ・始業時間、就業時間、休憩時間の確認                                                                                    |
| ⑧休日・時間外労働   | ・毎週や月当たりの休日の確認。時間外労働の有無、「有り」の場合は月平均時間数の確認                                                             |
| ⑨休暇・休日労働    | ・休暇時期・期間、6ヶ月経過後の年次有給休暇日数、休日労働の有無の確認                                                                   |
| ⑩通勤手段       | ・通勤手段・方法の確認                                                                                           |
| ⑪退職に関する事項   | ・定年年齢、継続雇用制度の有無とその内容の確認<br>・自己都合退職の手続き、解雇事由及び手続きの確認                                                   |



**大工さん育成ガイドブック（新人大工編）**

発行：2024 年 7 月

一般社団法人 北海道ビルダーズ協会

〒060-0042 札幌市中央区大通西 5 丁目 11 大五ビル 5F

TEL.011-215-1112 FAX.011-215-1113

<https://www.do-ba.net/>